

太田まちづくり市民会議 第3回会議 議事概要

日 時	平成30年1月29日（月） 17：30～19：30
場 所	太田市役所 本庁舎10階 政策推進会議室
出席者	（委員） 伊藤委員、塚本委員、福嶋委員、金成委員、小林委員、仲野委員 （事務局） 企画部：田中部長、企画政策課：青木参事、前原課長補佐、桑子主事

1. 開会

2. 協議事項

会長 今回は提言書案の構成を確認したうえで、提言書案の「3. 提言」について中心的に議論したい。

（提言書案の構成について）

- ・ 「1. 提言にあたって」は、この案の中ではblankになっているが、会議後に総括的な位置づけにしたいと思っている。会議後に私がたたき台を作成し、委員の皆さんに諮り、委員一同として皆さんの了解をもらいたい。
- ・ 「2. 太田市まちづくり基本条例の見直し必要性の検証」は、最初の会議で確認した、見直し方法についての3つの考え方（条例の改正、解説書の改訂、施策等の検討）を示してある。
また今回は、無作為抽出による市民の委員が参加した住民協議会の議論を踏まえているため、住民協議会の中で議論された論点なども示した。
- ・ 「3. 提言」と「4. その他意見」は、本会議の中で議論された内容をまとめたものである。
- ・ 「5. 意見提出シート」は、今まで議論したものと別に何か意見があればと思い、委員の皆さんに時間がない中でご提出いただいた意見提出シートに記載されたものを列記している。本日時間があれば個別に議論したいと思っている。

以上が提言書案の構成だが、今回最終回となるので、ある程度意見を集

約したうえで、細かい修正についてはメール上でやり取りをしたい。ちなみに、提言書に書かれることが太田市としてすべて反映されるわけではないことをご承知おき願いたい。

委員 中身についてではないが、提言書案の中に事務局見解が記載されているが、これは実際の提言書に入るのではなく、今日の議論の参考として載せているということでしょうか。

会長 そのとおりである。
それでは、事務局から提言書案の「3. 提言」と「4. その他意見」について、事務局見解を交えてあらためて説明をお願いしたい。

(3-1. 字句の修正について)

事務局 第3条で言葉の意味として「市の執行機関」を定義しているが、同様の意味で「行政」や「市」と表現している条文も多々あり、表現に統一性がなく、また、表現を統一するにあたり市民へのわかりやすさを重視して「行政」に表現を統一した方がよいというご指摘をいただいた。
前回、行政が示す意味の曖昧さから執行機関に統一することが適切であると考えていたが、臼杵市の基本条例を参考に、条例内で行政を定義することでその懸念を解決できるとのアドバイスをいただいたため、第3条で「行政」を定義し、他の条文でも表現を行政へと統一する方向で検討する。

事務局 「参画」の表現について、条文によって「参加」としているものがあり、表現の統一性がないという指摘については、本条例のキーワードでもある「参画」に統一したいと考えている。

委員 参画について、今の話と少し逸れるかもしれないが、5～6年前に地域ボランティアをやっているときに行政で受け付けている人材リストのようなものに登録したことがある。
建築や都市計画などの分野に興味があるので、そういった分野での行政の会議に参加したいと思い登録したが、一度も連絡がきたことがない。
参画したいと思っても結局は行政から声がかかるのを待つしかないのか。

会長 その登録制度は事業化されているわけではなくて、仕組みだけがあるという感じだろうか。

- 事務局 おそらく男女共同参画の分野における「女性人材リスト」のことだと思われる。このリストを使って、行政の審議会や委員会において積極的に女性の登用をしようというものである。市の総合計画を策定する際にも利用したが、利用するかどうかは各審議会などを所管する課の判断となる。
- 会長 行政が何か事業を推進するときに委員を男女半々にするとか、3分の1を女性委員にしたいけれど女性の候補者が見つからないという時に活用するのでは、基本条例で謳っている参画と協働とは意味合いが違ってくるのではないか。
- 委員 せめて登録している人への実績報告のようなものが年に1回でもあってもいいように思う。そうでないと登録している人はこのリストがどう活用されているのかわからない。
- 事務局 つづいて、条文の主語についての意見であるが、まず、基本原則を定めた第4条第5号の主語が抜けているという点については、「市民、市議会及び行政」を主語とすることが適当であると考えている。
また、参画への補償について定めた第10条第2項と意見公募について定めた第12条について、主語に「市議会」を入れるべきであるという指摘については、指摘のとおり市長も市議会も市民の代表であることから、積極的に自らの活動に市民参画を図り、市民の意見を聴かなければならないことを考えると、主語に「市議会」を加えることが適切であると考えている。
ちなみに、平成27年3月に太田議会基本条例を制定する際には市議会において意見公募を実施しているようである。
- 委員 市議会の市民参画として、議会報告会や意見公募も実施されているようであるが、市議会への基本的な市民参画の1つは、請願などに関して請願者本人に説明の機会を保障することだと思う。

(3-2. 情報共有のあり方について)

- 事務局 まず、市民視点に立ったわかりやすい情報提供について、行政の責務として「市民視点に立ったわかりやすい情報の提供」のような一文を条例内に明示したほうがよいとの意見が出たが、あらためて条例を見直すと、第6条で「わかりやすく説明する責務を有します」と説明責任を定めているので、これについては現行のとおりとしたいと考えている。

また、実際に職員への意識改革が必要となってくるが、職員研修のカリキュラムに取り込むことなどが考えられる。研修担当と調整したい。

また、情報発信への市民参画について、行政の市民目線には限界があることから、広報紙やホームページによる情報発信への市民参画の必要性をご指摘いただいた。また、市民が知りたい情報をわかりやすく発信しているか点検する第三者委員会の設置についても指摘があった。

これについては、前回の繰り返しになるが、昨年度から実施している広報おおたの市内高校生記者の取組みを今後も継続拡大できればよいと考えている。

まちづくり基本条例の周知啓発については、まちづくり基本条例の市民認知度の低さと解説書のわかりづらさについてご指摘いただいた。

特に解説書については、他自治体の事例を参考に子どもにもわかりやすい解説書の作成や小学生の副読本への盛り込みなど具体的な提案もいただいた。

解説書の改訂は見直し方針の一つでもあるので、子どもにもわかりやすい解説書の作成は前向きに検討したいと思っている。ちなみに、小学生の副読本については、現状では基本条例についての記載がない。教育委員会の担当者によると、小学生の副読本よりも中学 3 年生の公民の地方自治についての授業で扱う方が効果的ではないかとアドバイスを受けた。

委員 この条例で一番訴えたいことは何なのだろうか。単に周知啓発といっても、何を目的に条例改正したのかがはっきりしないと市民には伝わりづらいと思う。

今回の会議でもせっかくこれだけ議論して色々な意見も出たけれど、結果何になるのかというモヤモヤが残る。

会長 今の意見は、この条例を市民に伝えていこうとするときに、条例の見せ方というよりはこの条例が何を一番言いたいのか伝える必要があるということだと思う。

協働と参画のまちづくりであれば、協働と参画を打ち出すような何か具体性のあるものがあった方がいいだろう。

臼杵市の子ども向けパンフレットには、最初のページにまちづくりとは何だろうということが書いてあってそこに市として伝えたいことが書かれている。

- 委員 今回議論した結果、条例を改正して、具体的にこれをしますということになれば、市民も条例を読んでみようという気になると思う。太田市としてのコアなものを3つくらい示したほうがいいのではないかな。
- 委員 白杵市のパンフレットでは最後に市民が意見を言えるようなハガキが付いている。子どもがパンフレットを読み終わった後に本当に送ってくれるようなものになれば、条例が子供たちに周知されたという1つの成果になるのではないかな。
- 会長 事務局としてはどのように考えているか。
- 事務局 今回の会議を踏まえて考えると、条例のわかりやすさを求めたいと思っている。今まで馴染みのなかった基本条例をこれ機に市民に知ってもらおうということが今回の意義のように感じる。
- 委員 2つの話が混在しているように思う。1つは、世代別にわかりやすい解説書を作ろうという話。もう1つは、この条例が改正されたことにより、何か具体的なことが始まり、それに伴って市民が条例に関心を示すという話。
- どちらか大事だと思うが、条例改正による具体的な変化の例として考えられるのは、議会の請願・陳情を直接説明できるようにすることなのではないかなと思う。これは議会の話なので、事務局の皆さんも答えようがないかもしれないけれど、今までは議員に頼んで説明してもらっていたことを、市民が直接議会で発言できるということになれば、それは1つ目に見える成果だと思う。
- もう1つは、こちらも簡単な話ではないが、住民投票条例を作るということではないかなと思う。
- 会長 条例の周知啓発について、これ自体を条例改正案に入れることはできないだろうか。解説書としてこういうものを作りますということをここで議論しても条例にはどこにも載らない。
- 今のままでは、今回の会議が終わって、条例は改正されるけど、来年には今までと同じで誰も基本条例のことを知らないのではないかなという不安が拭えない。それを変えることが今ここに集まっていることの意義のような気がする。とすれば、条例の周知啓発自体について条例の中で言及したほうがよいのではないかな。
- 委員 附則に入れるということは考えられる。

- 委員 この条例が制定されてから勉強会やワークショップは開かれたことがあるのだろうか。
- 事務局 制定当時は、広報紙で特集記事を掲載したことはあるが、ワークショップのようなものは開いたことはない。
- 委員 予算的に解説書の改訂やパンフレットの作成が難しければ、ワークショップのような周知方法もあっていいと思う。
- 委員 勉強会をやるとしても、この条例によって具体的にこれが始まりますというものがないと魅力ある勉強会にならないかもしれない。
パンフレットの作成については、外注しなければ費用も掛からない。作成までに時間はかかるかもしれないが、とりあえず作成したものを市のホームページに掲載して、再来年度に予算化して紙ベースにするという手もある。
- 会長 解説書やパンフレットを新たに作成するのは大変な作業だと思う。お金の大きさではなくて、条例の解釈をすることがすごく大変。また、今までの議論を考えれば、そこにもどうやって市民に入ってもらうかを考える必要がある。まさに大きな作業になると思う。
- 事務局 周知啓発については、まず、策定当時は当時の策定委員が議論を尽くして原文が作られた。当時は広報紙での周知なども図られていた。しかしながら、過去3回の見直しでは、その内容があまり市民には伝わっていない。そういったことを踏まえると、今回の会議で、わかりやすくした条例を市民に再認識してもらうきっかけになればと思う。
どう伝えるかについては、副読本等の意見も上がったように、誰にでもわかるようにという意味では、子どもがわかる解説書やパンフレットの作成ということにまず取り組む必要があるのではないかと感じている。

(3-2. コミュニティのあり方について)

- 事務局 コミュニティのあり方について、第8章の章タイトルが「地域コミュニティ」となっており、地域のコミュニティに限定しているように思われるというご指摘があった。
ご指摘のとおり、第22条で「心豊かな生活を送ることを目的として、自由意思に基づいて結ばれた多様なつながり」と表現しているようにテーマ別のコミュニティについても言及している。
第8章のタイトルから地域を削除して「コミュニティ」へ改めることが適

切だと考えている。

コミュニティの解釈について、特にテーマ別のコミュニティについては解説書で補足したい。

また、コミュニティ活動の原則についてもご指摘いただいた。

コミュニティ活動のあり方として、行政ができないものをコミュニティ活動によって補うという誤解が世間的に多くみられるが、本来は逆で、個人やコミュニティ活動でできないことを行政が補うということが原則である。市民の自由意思に基づくコミュニティ活動について、行政が積極的に関与して活動を平準化することは好ましくないということは前提としても、このコミュニティ活動の原則についての考え方を基本条例上に明示する必要があるのではないかというご指摘であった。

まちづくりの主体が市民であることは、基本条例の理念でもあり、条例の前文にも定めている。コミュニティ活動の原則については、前文の考え方を含め解説書で補足できればと思っている。

会長 コミュニティについては文言の修正、また、コミュニティ活動の原則については、解説書で直すということを提言したいと思う。

(4. その他意見について)

事務局 その他の意見としては主に3つ上がっていたかと思う。

一つ目は、主権者としての市民についてである。

条例のキーワードの一つに「協働」がある一方、主権者である市民は行政や市議会より上位である。市民には「主権者としての市民」、「行政と協働してまちづくりをするパートナーとしての市民」、「行政サービスの利用者としての市民」の3つの立場があり、まちづくりのパートナーとしての市民との協働も重要であるが、まず、主権者としての市民の立場を明確にしておく必要があるのではないかというご指摘であった。

これについては、条文によって市民の捉え方が変わるため、条例前文において「主権者である市民の意思に基づく」ことを明示することが適切ではないかと考えている。

二つ目は、住民投票についてである。

第21条で定める住民投票について、第2項と第4項の矛盾を感じるというご指摘であったが、これについては、第2項で規定する「より多くの

市民が発議できる住民投票の制度」が、第4項に規定する「事案ごとに、投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定める」に該当するのではないかと考えている。事案ごとに投票権者を定めることで年齢要件の緩和などが可能となる。

三つ目は、市民参画の評価についてである。

第6章の評価について、第20条第3項は「市民は、市の執行機関が行っている政策、事業及び業務に対し評価することができます」と定めているが、それに伴う行政の責務も明確にする必要があるのではないかとのご指摘であった。

行政事業の評価における現状は、ISO9001の取得に伴い、ISOの審査機関により外部評価を実施しており、その過程で市民の参加はない。現行規定での取組みとして、市民参加の事業評価の仕組みを検討したいと思っている。

委員 住民投票については、第2項を読むと、「より多くの市民が発議できる住民投票の制度」とある。投票できる制度ではなく、発議できる制度である。現状では、地方自治法上の直接請求により発議するところをこの条例により、より広い市民が発議できるようにするのだから、新たに常設型の住民投票制度を作らないといけない。

一方で、第4項で個別に条例を定めるといっている。個別に条例を定めるということは、都度、議会を通す必要がある。住民の直接請求を市長が受けて、市長が議会に提案するが、最終的には議会が判断することになる。第2項を考えると、住民の10分の1とか8分の1が住民投票を求めたら必ずやりますという条例をあらかじめ作るということに他ならないのではないか。

また、主語は「市長」から「市民」に主語を変え、「市民は住民投票できます」とした方がいいと思う。市民が住民投票をできるようにするには、そういう条例をあらかじめ住民投票の制度として作っておかなくてはならない。

会長 解説文でも、第2項については発議の緩和を言っている。一方で第4項は投票の多様性について言及している。

委員 要するに、投票資格についてはその都度決めることもできるが、発議の要件緩和はあらかじめ作っておくしかない。ここで、少しややこしい話をすることになるかもしれないが、発議の範囲を広げるといふことと、発議し

やすくなるということは必ずしも同じではないことに注意しなければならない。18歳以上の8分の1で発議できるとしていたものを15歳以上の8分の1とすると範囲が広がり請求の署名を集める人数が増える。投票を広げるのはいいと思うけど、発議を広げるのはあまり簡単に入れない方がいいかもしれない。

- 委員 1,000人が1万人になったら50分の1集めるのが大変ということか。
- 会長 ここでの発議を広げることの当時の意図は何だったのだろうか。より多くの市民が発議できるということをそのまま解釈すると、先ほどの議論のように年齢緩和なのであろうか。やはり色々な住民投票ができるということなのだろうか。ただ、解説書には請求要件の緩和と書いてある。
- 委員 刑法の罪を犯して、選挙権はく奪されている人にも与えようという緩和ではないと思うので、そうすると年齢要件の緩和しか考えにくい。
- 第2項は当時18歳への要件緩和を想定していたけれど、法律が変わってそもそもの要件が18歳になったので項自体が不要になったということだろうか。そうすると第2項は削り、第1項の主語を市民にして常設型を目指すということになる。また、第3項の「市長は結果を尊重しなければいけない」と主語が市長になっているが、尊重しなければいけないのは、市長だけではなくて議会も同じであることから、主語に議会を加える必要がある。
- 会長 しかしながら、第4項がまた常設型とは矛盾してしまう。第1項が常設型を目指すのであれば第4項がなくなるのではないか。
- 個別の案件ごとに議決をしなくても、一定の要件を満たしていれば必ず住民投票にかけるということをおろそかに決めておくということか。
- 会長 つづいて、評価について、解説書では「市の執行機関が行う政策などを市民が評価する外部評価を定めたものです」とあるが、市民としては権利だけれど実際に機会がないということになってしまうのではないか。
- 主語を「行政」に変え、行政の義務とした方がいいのではないか。
- 委員 第3項でできますと言いながら、第4項では前項の評価を政策に反映するように努めますと書いてあるので、できない・やらないのであればこれを切った方がいいのではないかと思う。
- 会長 事務局としては、条例にまで書いてしまうと手足が縛られるけれど、何か

やっていきたいという感じだろうか。

- 事務局 現在、行政システムの評価制度として ISO の外部評価をやっているの、それをガラッと一気に変えることは現実的ではないように思う。
- 委員 ISO の審査は、その事業が本当に効果を挙げているかという審査ではなく、仕組み自体の審査ですよね。だからここでいう外部評価と ISO の外部評価は別物と考えるのが適当ではないか。
- 会長 ただ、太田市としては、この ISO9001 をもって外部評価としていると、多方面で宣伝していたように思うが。
- 委員 ISO は海外で定められた統一規格だが、この条例は市民の参画による外部評価を言っている。
- 委員 民間企業だと調達要件とかで ISO を何年取っていることと言われるので一生懸命取るが、太田市としてこれをやろうと思われたのは、何か高い志があったのだらうと思うが、市民参加ではないように思う。
- 会長 ここも制定した時の意思がどこにあるのかという気がずっとしている。その意思と解説文が、何となくかい離しているのではないかと思う。市民会議としての提言は、行政の責務として条例改正という提言もありえるし、実際の事業として施策への反映という 2 パターンあると思うが、いかがだろうか。
- 委員 第 20 条の第 3 項で「評価することができます」と定めているが実行されていないということなので、ちゃんと実行するのが行政の責務だということになる。
- 会長 その時に、行政の責務として条例に書いてしまうか。それか、もしくは、事務局見解の最後に書いてあるように、今後の施策に取り入れてほしいということにするか。せつかく改正するタイミングなのだと思うが、提言としては、今回の提言書案の文言がどちらともとれる言い回しとなっている。行政の責務を条例で明確にする必要があるということにもとれるし、逆に施策の中で行政が責任をもってやるべきだとも取れるようになっているので、これについては継続的に事務局と相談させていただきたいと思う。

(5. 意見提出シートについて)

- 委員 過去の提言の中で、「燠銀世代の活用による安全・安心のまちづくり人材バンク創設」というものがあつた。これについて、現状はどうなつているか。シルバー人材センターはあると思うが、これを指しているのか。
- 事務局 過去の提言書に対する市の回答を見ると、「シルバー人材センターとは違う制度のものを検討したい」と回答しているが、現状では定年退職後の世代の人に特化したような人材バンク制度はできていない。ただ、太田市では就労者世帯の児童を対象に、放課後児童クラブのほか「太田市こどもプラツツ」というものを実施しており、このスタッフとして、地域のご年配の方々に活躍いただいている事例もある。
- 委員 地域の中で、朝夕など、児童の登下校時におじいさんおばあさんなどが見守りをしている。こういったものも現役引退後の人材による安心・安全のまちづくりにつながつているように思う。

(各委員感想)

- 会長 時間超えているが、最後に感想を一言ずつ話していただいて終わりにしたいと思う。
- 委員 住民協議会からまさかまちづくり市民会議にまで参加させていただくことになって、肩書まで付けていただくなんていうのは夢にも思わず、大変勉強になった。できることはないと思つていたが、一人の市民として、また、これで終わりではなくて、これからも、こういった何か自分にできることを続けていきたいと思つている。
- 委員 まず住民協議会で選ばれたことが大きかつた。まちづくり市民会議は、条例の読みこみが必要で、また時間もなかつたので少し不十分だなど思つている。住民投票についての議論はためになった。
- 委員 わからないことが多く、ついていけないところもあつたけれど、逆に子どものような目線で、それじゃ子どもにはわからないと思うよというような意見で参加させていただいた。また機会があれば是非参加したいと思う。
- 委員 非常に積極的な市民の方の立ち振る舞い姿、会長等のプロフェッショナルなご意見の中で、私自身は全然専門家でも何でもないのであまりお役に立てなかつたように思うが、最後の ISO9001 の話で、日本初の取得自治体で、市役所はサービス業だと言いつ切つているところすごく面白いなど思つた。毎年、監査の後に市民の皆さんにお話をするとか、そういうことだけでも太田市に住んでいてよかつたと市民に思つてもらえるのではないかと

と思いました。

委員 はじめは、こんなに条例本文を直さないといけないとは思っていなかった。これだけの改正提案をするのに 3 回でまとめるというのは、なかなか常識を超えてハードな議論になったかなと思うけれど、今日でほぼまとめることができ良かったと思う。特に、市民の委員の皆さん、これからまたわかりやすい解説書を作るという時には、そこに皆さんにも参加してもらわないといけない。お忙しいとは思いますが、皆さんの協力なしにはできないと思っている。あと、付け加えるとすれば、これから条例改正をするにあたり、市長と協議して、市長の判断も求めないといけない。その後議会に出して、皆さんが議会にちゃんと説明して、議会の理解も得なければいけない。これからもすごく大変だと思うが、事務局の皆さんには頑張っていたらと思う。

会長 私からも一言だけ。私の場合は、このまちづくり市民会議の仕組みづくり自体から携わっていたが、やっぱり回数と案件にギャップがあったなどの反省している。併せて、今回は企画政策課が事務局だったけれど、案件としては市全体のものだと思う。そういう意味では、途中途中他の課がいた方がいいんじゃないかと思う時もあったけれど、まずは今回は企画政策課の中で一度精査して、その後本当に他の部署にも広げていかなければいけない。私としても協力できるところはもちろんさせていただきたいと思っている。基本条例は、他の条例よりもより抽象的な条例なので、住民協議会で議論したような、日常生活の話と一気にかけ離れているので、市民委員の皆さんは大変だったと思うけれど、とはいってもこの条例は何のためかと言うと市民のためのものだというところで、ここの距離感をどう埋めるかは今後も常に意識をしていかななくてはいけないと思った。

2. 閉会